

令和8年度 高付加価値・グローバル展開加速化事業(EC運営自走化支援業務) 企画提案仕様書

1 名称

令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業(EC運営自走化支援業務)

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

3 業務の目的

沖縄県は、独自の気候、自然、歴史・文化という強みを背景とし、多くの魅力ある商品を有している。令和5年度から令和7年度まで実施したEC活用推進事業を通じて、観光客の「旅ナカ」での実体験が「旅アト」のEC購買を促進するという成果と、データに基づく課題把握と戦略立案の仕組みを定着させることの重要性が確認された。

スマートフォン等の普及により、顧客購買行動が実店舗、オンラインを行き来する形で多様化する一方で、県内事業者の多くは「ECが経営戦略に位置付けられていない」「データ分析人材の不足」という構造的な課題を抱えており、顧客購買行動のトレンドに十分に対応できていない状況が、令和7年度事業により明らかとなっている。

本事業は、令和5年度から令和7年度までの事業で得られた示唆を踏まえて、県内事業者のEC運用におけるデータに基づく課題把握と戦略立案の仕組みを広める体系的な支援を行うことを目的とする。

また、本事業を通じて得られた事例を、モデルケースとして県内事業者へ共有することで、県内インバウンド需要を取り込むための越境ECの展開も見越し、沖縄県の強みである「観光(タビマエ・タビナカ・タビアト)」における購買行動の現状を踏まえたECの効果的な活用のためのデータに基づく課題把握と戦略立案の仕組みを県内事業者に波及させ、EC活用の機運を醸成することを目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、以下の(1)～(4)を連携させ、県内事業者のEC事業の自走化に向けた体系的な支援を実施すること。

(1) 伴走支援プログラムの実施

伴走支援対象事業者(1社程度)を県と協議の上、選定し、以下の伴走支援を実施すること。伴走支援対象事業者については、データ分析ツール(GA4等)を保有するモール型EC運営事業者とする。

① データ基盤の構築とマーケティング課題の特定

伴走支援対象事業者が保有しているサイトアクセス解析ツール等を活用し、「売上＝アクセス数×購入率×客単価」の基本方程式に基づく現状把握と課題設定を行う。

事業者が現在保有しているツールの活用を促す観点から、新たなツール導入をすることは本項目の対象外とする。

② データに基づく戦略立案の定着支援

①の作業をもとに、売上目標の設定を行なった上で、データに基づく課題把握と戦略立案の仕組みの定着を支援する。

なお、本業務は、専門家が作業を代行するのではなく、事業者が自らデータを記録・分析し、課題把握及び戦略立案を実行するプロセスの定着をサポートするものとする。

③ インバウンドを見据えた基盤強化

実店舗とECの顧客・在庫データを連携させる視点や、将来のインバウンド・越境ECにも耐えるバックヤード(多言語対応の仕組み等)の強化に関するコンサルティングを行い、将来の展望を伴走支援対象事業者へ示すこと。

(2) 経営層に対するEC活用を促すためのセミナー実施

① 経営者向けEC戦略セミナーの開催

ECを効果的に活用した売上拡大に関するセミナーなど、経営トップが関心を持つ事業の成長戦略に直結するテーマで開催し、経営層のEC事業に対する理解の促進、必要性を促し、令和7年度で課題となった経営資源のECへの投入に関する経営判断を促すような内容とすること。

なお、本セミナーにおいては、(1)の業務の伴走支援対象事業者の経営層の参加を必須とするとともに、伴走支援対象事業者(モール型EC事業者)に出店している事業者にも参加を呼びかけ、事例の横展開を図ること。

② アンケート等を通じて参加事業者が抱えるECに関する経営課題を収集する。

(3) 事業実施状況の報告

受託事業者は、県への事業の進捗状況等の報告及び関係者との連絡会議(オンライン含む)を原則月1回以上実施すること。

(4) 目標設定(KPIの提示)

本事業の目的である「自走化」を測るための目標値を盛り込むこと。

【4(1)関係】

KPI① 伴走支援対象事業者の自走化を図るためのKPI設定

- 経営戦略の策定数: 明確なEC事業計画・目標をいくつ策定できたか。
- 施策の実行率: 実践講座等で得た知見をもとに、自社で新たな施策を実行に移した参加事業者の割合

KPI② 伴走支援対象事業者(モールEC事業者)の事業波及効果を狙ったKPI設定

- 当該モールへの新規EC出店数や既存の出店事業者からのECに関連する相談の受注件数等の目標を設定させ、目標達成に向けた相談支援を行うこと。

なお、目標設定に当たっては、関係者間で協議の上、実現可能性も踏まえた目標を設定すること。

【4(2)関係】

KPI③ 参加者アンケート等の結果に基づきセミナーの有効性を定量的に評価するための目標設定

(5) 事業実施体制の構築に関する要件

本業務は、県内事業者の経営層から現場担当者までの幅広い層に対してEC活用の啓発、高度なデータマーケティングに基づく個別伴走支援、年間を通じた実践的な教育プログラムの企画・運営、さらには沖縄の観光・インバウンド動態とECを連動させた戦略的知見など、業務が多岐にわたる。このため、企画提案にあたっては、これらの要件を実行するため、ECに対する知見、データ分析、経営全般に精通した知見や実績を有する実施体制を構築すること。

(6) その他

- ① 業務内容(1)から(4)までの業務については、必要な作業及び成果物をできるだけ事前に明確にし、スケジュールを策定した上で進めること。
- ② 県と随時情報交換を行うなど連携を図り、効果的及び効率的な業務の執行に努めること。
- ③ 個人情報の取扱いについては、関係法令を順守し、適正に取り扱うことに留意すること。
- ④ その他各業務に関係する事業者との対応について、円滑な業務執行に努めること。
- ⑤ 業務内容(1)から(4)までの業務については、過去のEC関連業務の調査事業報告書を踏まえた上で提案を行うこと。

5 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、遅延なく報告の上、県及び受託者で協議の上、決定する。

6 企画提案書の体裁及び質疑応答について

- (1) 原則として、A4版縦、左綴りとする。
- (2) 提出資料に基づき質疑応答を実施することから、企画提案書の内容について審査員が理解しやすいよう工夫をするとともに、説明は簡潔にすること。
- (3) 質疑応答の実施時に、資料の追加提出は認めない。
- (4) 1者あたりの質疑応答の持ち時間は、企画提案の説明10分、質疑応答10分の計20分を予定している。

7 事業の成果品及び著作権

本委託業務終了に際し、以下のとおり報告書を作成し、沖縄県に提出すること。

- ①公表用報告書 10部(製本) ※個別企業名が特定される表現は避ける
- ②公表用報告書(概要版)10部(製本) ※個別企業名が特定される表現は避ける
- ③非公表用報告書 10部(製本) ※個別企業名入り
- ④上記に係る電子記録一式

なお、当該成果品並びに本委託業務で制作したPOPなどのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は県に帰属することとし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書をすみやかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収証等)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

9 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲 契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には10日前までに承認申請を行うこと。

- ①デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ②セミナーを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③広告・宣伝等の広報活動
- ④上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務
- ⑤その他、簡易な業務

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3) 簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ①資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ②セミナーに係る荷物の輸送、会場設営、参加者案内等の運営業務
- ③その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5) その他一般管理費に関する留意事項

一般管理費の算出方法は次のとおりとする。

<一般管理費の算出(県基準を採用)>

(直接人件費+直接経費-再委託費(※))×10%以内

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

以上